

西 監 第 1 1 0 号

令和 7 年 3 月 1 0 日

西 条 市 長 高 橋 敏 明 殿
西 条 市 議 会 議 長 川 又 由 美 恵 殿
西 条 市 農 業 委 員 会 会 長 加 藤 茂 殿

西 条 市 監 査 委 員 日 野 徳 久

西 条 市 監 査 委 員 徳 増 竜 伍

令 和 6 年 度 定 期 監 査 等 結 果 報 告 の 提 出 に つ い て

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに西条市監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに西条市監査基準第14条第1項及び第17条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査を実施した時期

- (1) 実施期間 令和7年1月10日から令和7年2月18日まで
- (2) 聴取日 令和7年2月18日

2 監査の種類

定期監査等（財務監査、行政監査）

3 監査の対象

西部支所

- ① 総務管理課 ② 市民福祉課 ③ 環境課（東予一般廃棄物最終処分場） ④ 農林建設課
 - ⑤ 農業基盤整備課 ⑥ 会計課西部分室 ⑦ 農業委員会西部分室
- ※各課等に伴う丹原サービスセンター・小松サービスセンターの業務等も含む。

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 予算の執行は適正な権限者が行い、その手続は適正か。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われ、違反するものはないか。
- (4) 事務の執行は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

5 監査の範囲及び方法

主に令和6年度における予算の執行状況及び収入・支出・契約事務等が関係法令に適合し、正確に行われているか等について、監査資料、関係帳簿の提出を求め審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

6 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令に適合し、おおむね適正に処理されていた。
監査の概要については、次のとおりである。

西 部 支 所 監 査 の 概 要

第1 総務管理課

1 職員の配置状況

令和6年12月末現在8人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	(会計課西部分室長兼務)	副課長	1人
総務係	2人	(内1人再任用職員、1人選挙管理委員会事務局書記兼務)		
税務係	4人	(内1人会計課西部分室兼務)		

第2 市民福祉課

1 職員の配置状況

令和6年12月末現在41人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	担当課長	1人	副課長	1人
福祉保険係	8人	(内1人任用職員(パート月給)、1人会計課西部分室兼務)			
こども係	3人	(内1人任用職員(パート月給)、1人会計課西部分室兼務)			
市民生活係	13人	(内1人再任用、3人任用職員(パート月給)、1人任用職員(パート時給)、1人会計課西部分室兼務、1人三芳公民館主事兼務)			
丹原サービスセンター					
丹原・市民福祉係	7人	(内1人再任用職員、1人丹原サービスセンター長兼係長兼務、1人選挙管理委員会事務局書記兼務)			
小松サービスセンター					
小松・市民福祉係	7人	(内2人再任用職員、1人小松サービスセンター長兼係長兼務、1人選挙管理委員会事務局書記兼務)			

第3 環境課

1 職員の配置状況

令和6年12月末現在11人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	2人
生活環境係	3人	(内1人再任用職員)	
下水道係	1人		
水道係	4人	(内1人任用職員(フルタイム))	

第4 農林建設課

1 職員の配置状況

令和6年12月末現在13人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長 1人 副課長 2人
農林振興係 5人（内1人選挙管理委員会事務局書記兼務、1人農業委員会西部分室兼務、1人会計課西部分室兼務、1人副課長含む。）
建設管理係 7人（内1人任用職員（フルタイム）、1人会計課西部分室兼務、1人副課長含む。）

2 指摘事項等の概要（アは指摘事項、イはアに対する回答、ウは監査委員の意見を表す。以下、2 指摘事項等の概要において同じ。）

(1) 丹原総合公園管理派遣業務

ア 契約伺い添付の契約書（案）に、派遣先、派遣元事業主の押印がなされているがなぜか。

イ 契約の際に、誤って契約書（案）まで押印していた。

(2) 小松サービスセンター3階事務所系統エアコンガス漏れ修繕

ア 見積書徴収指名者について、市外業者を指名しているが、市内登録業者の中から指名はできなかったのか。

イ 本件の不具合は、夏前に冷房が使えなくなる事態に直結する機器の故障であり、市内業者では、納期内の緊急的な対応ができず、コスト・品質・納期を満たすのが、現場で空調設備の保守点検をしている市外業者であった。市内業者の優先に関しては、今後も適正に判断する。

ウ 西条市物品の買入れその他の契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名選考等に関する規程に基づき、市内業者優先の原則を徹底するとともに、市外業者への依頼には十分留意されたい。

(3) 市営住宅北田野団地北棟屋上防水修繕・市営住宅北田野団地南棟屋上防水修繕

ア 2棟は隣接しており、2件まとめて発注することも可能であったと思われるが、別々に発注したのはなぜか。

イ 雨漏りの発生時期が違っていたため、別発注となった。

第5 農業基盤整備課

1 職員の配置状況

令和6年12月末現在8人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長 1人 農業基盤整備係 7人（内1人再任用職員、1人中国四国農政局派遣）

2 指摘事項等の概要

(1) 県営農地整備事業に伴う換地関係委託業務ほか

ア 着手届について、届出日と收受印の日付は「令和6年8月27日」であるが、文中の着手日は「令和6年8月28日」である。適正な届出なのか。

また、收受時の内容確認はできているのか。

イ 契約書を確認することなく收受したため、日付の誤りに気付かなかった。適正な届出として受理されていないものである。

ウ 契約書の内容及び書類提出時の確認の徹底により、適正な事務処理に努められたい。

第6 会計課西部分室

1 職員の配置状況

令和6年12月末現在7人（兼務配置人員数）、係別の配置状況は次のとおりである。

分室長 1人（総務管理課長兼務） 係 6人（内1人総務管理課兼務、3人市民福祉課兼務、2人農林建設課兼務）

第7 農業委員会西部分室

1 職員の配置状況

令和6年12月末現在2人、係別の配置状況は次のとおりである。

分室長 1人 次長 1人 係 1人（農林建設課農林振興係兼務）